

お客様各位

## 産業廃棄物収集運搬許可取得後の5つの留意点

産廃収集運搬業許可取得後に留意しなければならない5つのポイントについてご説明いたします。留意点に該当することになった場合や、その他不明な点がありましたら、お気軽に当事務所にご相談ください。

### 【1】 許可の有効期間と更新

今回取得した許可の有効期間は、5年間です。

有効期間満了の3ヶ月前から1ヶ月前の間に更新許可の申請が必要になります。

更新許可の申請ごとに「**更新のための講習会の受講(1日)**」が必要になります。この講習は有効期間満了の2年前から受講可能ですから、**有効期間が2年を切ったら早めの受講**をお願い致します。

### 【2】 『車両表示』のためのマグネットシートと『許可証のコピー』の携帯義務

産廃の収集運搬の際には、運搬車両に法定された事項を表示しなければなりません。車両の両側面に直接ペイントするか、着脱可能なマグネットシートを使用する方法があります。マグネットシートは、インターネットでも購入ができますので、当事務所のHPを参照願います。

神奈川東京産廃許可ドットコム

検索

### 【3】 許可を取得した都道府県以外で収集運搬を行なう場合 ⇒『新規許可』

今回取得された都道府県以外で収集運搬を行なう場合、または中間処理場へ搬入する場合は、その都道府県の新規許可申請が必要になります。

### 【4】 産廃の品目追加や積替え保管有りへの変更 ⇒『事業範囲の変更許可』

現在許可を受けている産廃の品目以外の産廃を収集運搬する必要が生じた場合は、「変更許可」が必要になります。

また、中間処理場に直行するのではなく、自社敷地内に「積替え保管」が必要になった場合も「変更許可」が必要になります。

いずれも、【5】の「変更届」とは別物で、変更許可を受けることなく営業した場合は、許可取消になりますので十分注意してください。

### 【5】 以下の申請事項に変更があった場合は、『変更届』の提出が必要です。

- 事業の一部を廃止した時(産廃の一部品目の廃止、積替え保管の廃止)
- 住所又は事業場等の所在地に変更が生じた時
- 氏名(個人)又は法人の名称に変更が生じた時
- 個人の場合、その法定代理人又は政令で定める使用人に変更が生じた時
- 法人の代表者、役員、株主等又は政令で定める使用人に変更が生じた時
- 駐車場の変更や増車・減車の場合

以上。